

八木管内社会体育施設及び学校体育施設について

八木管内社会体育施設一覧

名称	位置
南丹市八木運動公園グラウンド	南丹市八木町西田金井畠 37 番地
南丹市八木運動公園テニスコート	南丹市八木町西田金井畠 37 番地
南丹市八木西地区コミュニティ公園グラウンド	南丹市八木町鳥羽池ノ谷 22 番地外
南丹市八木西地区コミュニティ公園テニスコート	南丹市八木町鳥羽池ノ谷 22 番地外
南丹市八木フィジカルセンター	南丹市八木町西田金井畠 9 番地
南丹市八木文覚ふれあい公園キャンプ場	南丹市八木町室橋山田 7 番地
南丹市カヌーハウス	南丹市八木町西田井尻 70 番地 47

八木管内社会体育施設の休業日及び利用時間

名称	休業日	利用時間
南丹市八木運動公園グラウンド 南丹市八木運動公園テニスコート 南丹市八木西地区コミュニティ公園グラウンド 南丹市八木西地区コミュニティ公園テニスコート	・木曜日（祝日と重なるときは翌日に休業日を振り替える。） ・12月28日から1月4日まで	午前9時から午後9時30分まで
南丹市八木カヌーハウス	・木曜日 ・9月11日から5月31日まで	午前10時から午後3時まで

※この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日をいう。

八木管内社会体育施設及び学校体育施設について

八木管内社会体育施設利用料（令和元年10月1日以降）

(1) 八木運動公園グラウンド・テニスコート（1時間あたり）（単位：円）

区分	グラウンド	テニスコート（1面）
市内	1,100	550
市外	2,200	1,100

夜間照明施設（単位：円）

区分	料金
1時間あたり使用料（グラウンドのみ）	1,100

(2) 八木西地区コミュニティ公園グラウンド・テニスコート（1時間あたり）（単位：円）

区分	グラウンド	テニスコート（1面）
市内	1,100	550
市外	2,200	1,100

夜間照明施設（単位：円）

区分	料金
1時間あたり使用料（グラウンド）	1,100
1時間あたり使用料（テニスコート1面）	550

(3) 八木フィジカルセンター（単位：円）

区分	午前の部	午後の部	夜間の部
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
多目的ホール	1人 220	1人 220	1人 220
	専用使用 660	専用使用 660	専用使用 660
トレーニングルーム	1人 220	1人 220	1人 220

注 営利を目的とする催物のために利用する場合の使用料の額は、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。

八木管内社会体育施設及び学校体育施設について

(4)八木文覚ふれあい公園キャンプ場

(単位:円)

区分	市内	市外
1人当たり	220	440

各設備等使用料

(単位:円)

区分		料金	備考
キャンプ台	1台	1,100	
テント	1張	1,100	
炊事用具	1セット	550	炊事用セット
カート	1台	100	カートコースのみ使用可
ログハウス	1棟	2,750	

(5)南丹市八木カヌーハウス(1日当たり)

(単位:円)

区分	料金
一艇	1,100

八木管内社会体育施設及び学校体育施設について

八木管内学校体育施設一覧

名称	位置
八木中学校体育館・武道場・運動場	南丹市八木町八木野篠 1
八木西小学校体育館・運動場	南丹市八木町八木東所 15 番地
八木東小学校体育館・運動場	南丹市八木町青戸馬垣内 13 番地 1

八木管内学校体育施設使用料（令和元年 10 月 1 日以降）

八木中学校体育館使用料

（単位：円）

体育館（半面につき）	1 時間当たり	220
------------	---------	-----

八木西小学校・八木東小学校体育館使用料

（単位：円）

体育館	1 時間当たり	220
-----	---------	-----

八木中学校武道場使用料

（単位：円）

武道場	1 時間当たり	220
-----	---------	-----

八木管内学校体育施設開放日及び開放時間

八木中学校・八木西小学校・八木東小学校

施設	開放日	開放時間
運動場	日曜日・土曜日・祝日及び長期休業日	午後 8 時～午後 7 時
	上記以外の日	午後 5 時～午後 7 時
体育館 武道場	日曜日・土曜日・祝日及び長期休業日	午前 8 時～午後 10 時
	上記以外の日	午後 5 時～午後 10 時

注1 夜間照明施設使用の場合は、運動場の開放時間を午後 9 時 30 分までとする。

注2 12 月 25 日から 1 月 7 日までは開放しない。